

一般財団法人岩手教育会館 互助部貸付規程

（貸付事業の目的）

第1条 この事業は一般財団法人岩手教育会館互助部規程「附則」第16条に基づき部員の福利厚生を図り同規程第3条第1項の目的を達成するものとする。

（資金の財源）

第2条 この貸付資金は同財団互助部規程第12条の収入金を充てる。

（貸付の種類）

第3条 この貸付事業は、互助部員が臨時に資金を要する場合、財源の許す範囲内において貸付を行う。

1. 一般貸付金

(1) 生活資金

互助部員が臨時に資金を必要とする場合

(2) 教育資金

互助部員の子弟が学校教育法による高等学校・大学・高等専門学校・各種学校に入学又は修学するため資金を要する場合

(3) 自動車購入資金

互助部員又はその扶養者が自動車を購入の際、資金を必要とする場合

2. 住宅資金

住宅の新築、買収、増改築、修繕等の資金及び住宅建設のための宅地購入資金。

3. 東日本大震災災害特別資金貸付

互助部員が東日本大震災の被害を受け、緊急に資金を必要とする場合。

4. 緊急特別生活資金貸付

互助部員が県職員給与削減措置により、生活費を補う資金を必要とする場合。

（貸付金の限度額）

第4条 貸付金額は下記の額とする。

1. 一般貸付資金

(1) 生活資金 200万円

(1)ー2 緊急特別生活資金貸付 50万円

(2) 教育資金 200万円

(3) 自動車購入資金 250万円

2. 住宅資金 300万円

2-2 東日本大震災災害特別資金貸付 100万円

但し、5年後の退職金に200万円を加算した額を超えない範囲とする。

3. 貸付額は、10万円単位とする。

4. 互助部員は6種類の貸付を受けることができる。

(相殺貸付)

第4条の2 貸受人が同じ種類の貸付を希望するときは、貸付の未償還金を新たな貸付金の額から差し引いて貸付を行うことができる。

但し、貸付の償還回数が24回に満たない場合は、新たな貸付を行うことはできない。

(貸付の保証)

第5条 貸付の保証については下記の通りとする。

1 生活資金貸付は、信用貸とし抵当権をとらない。

2 住宅資金貸付は原則として信用貸とし、借入条件として債権確保のため退職手当金のうち貸付金残債に相当する額の取扱いを一般財団法人岩手教育会館理事長に委任することを明示した別紙様式の念書を提出するものとする。

3 東日本大震災災害特別資金貸付は、岩教組分会長の証明を必要とする。

(貸付保険)

第5条の2 部員は貸付を受けるに当たっては、全国教職員互助団体協議会が損害保険会社と契約している「官公庁等共済組合一般資金貸付保険」及び「官公庁等共済組合住宅資金貸付保険」の適用を受けなければならない。

2 前項の規定の適用を受けるための費用は、当互助部の負担とする。

(貸付の利息)

第6条 貸付金額に対する利率は年利2.4%とする。

ただし当分の間、特例利率として年利1.92%とする。

東日本大震災災害特別資金貸付については無利息とする。

緊急特別生活資金貸付については無利息とする。

2 借受人は毎月の払込期限に償還を怠ったときは未払元金に対し、年利1.92%の利息を加算して支払わなければならない。

(償還方法)

第7条 貸付元利金額の償還の開始月は、借受の月の翌日とする。償還表（別表）を次により選択

し、元利金等償還するものとする。但し、ボーナス償還にあつては、f 償還表による償還開始月からとする。

- (1) 生活資金 償還表 a 又は f
- (2) 教育資金 償還表 a ・ b 又は f
- (3) 自動車購入資金 償還表 c 又は f
- (4) 住宅資金 償還表 d 又は f
- (5) 東日本大震災災害特別資金貸付 償還表 e
- (6) 緊急特別生活資金貸付 償還表 g

(貸付金の償還)

第 8 条 貸付金の償還は、償還表 a ・ b ・ c ・ d ・ e ・ f ・ g により毎月及びボーナス支給月に支払うものとする。尚、残金は一括支払いとする。

2 借受人が償還期限前に退職し、又は部員の資格を喪失したときは、元利金額を直ちに償還しなければならない。この場合下記の支給金より控除支払うことができる。

- (1) 一般財団法人岩手教育会館互助部退職給付金

(償還の猶予)

第 8 条の 2 借受人が次の各号のいずれかに該当し、償還猶予申出書（様式第 9 号）により申し出た場合は、償還を猶予することができる。

- (1) 育児休業・介護休業の承認を受けた者
- (2) 疾病による無給休職の承認を受けた者
- (3) 大学院修学休学の承認を受けた者
- (4) 住宅が水震火災の非常災害により損害を受けた者
- (5) 県職員給与削減措置により生活費の維持が困難な場合、申し出により2014年3月まで償還を猶予することができる。

2 前項の規定による償還猶予期間中の元利償還金は、第 8 条 1 項の規定にかかわらず償還猶予期間終了後に償還を開始する。

3 東日本大震災災害特別資金貸付については、借受人の申し出により12ヶ月償還を猶予することができる。

(借入申込)

第 9 条 第 3 条各号の貸付を受けようとするときは、下記の書類を理事長に提出しなければならない。

- 1. 一般貸付資金（生活資金、教育資金、自動車購入資金）

- (1) 一般貸付資金借入申込書（様式第 1 号）
- (2) 一般借用証書（様式第 2 号）
- (3) 貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書（様式第10号）
- (4) 添付書類
 - ① 教育資金 合格通知書か入学許可書の写し又は在学証明書の原本
 - ② 自動車購入資金 販売店との注文（売買契約）書

2. 住宅貸付資金

- (1) 住宅貸付資金借入申込書（様式第 3 号）
- (2) 住宅貸付資金借用証書（様式第 4 号）
- (3) 貸付保険に係る個人情報の取り扱いに関する同意書（様式第10号）
- (4) 住宅貸付資金申込調書（様式第 5 号）
- (5) 念 書（様式第 6 号）
- (6) 委任状（様式第 7 号）印鑑証明書添付
- (7) 添付書類

様式第 5 号に記載された所定の書類を添付する

3. (1) 東日本大震災災害特別資金借入申込書（様式第 3 － 1 号）
 - (2) 東日本大震災災害特別資金借用証書（様式第 4 － 1 号）
 - (3) 貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書（様式第10号）
4. (1) 緊急特別生活資金借入申込書（様式第 1 － 1 号）
 - (2) 緊急特別生活資金借用証書（様式第 2 － 1 号）
 - (3) 貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書（様式第10号）

（岩教組本部・支部への貸付）

第10条 岩教組本部・支部運営費及び、教育会館の増改築等の借入については別に定める様式に下記の事項を具して支部長より理事長あてに申請するものとする。

1. 代表者氏名
2. 決議機関の議事録
3. 資金の用途並びに収支、及び返済下記事項を明記した計画書
 - (1) 完済期日
 - (2) 償還方法
 - (3) 利息支払期は年 4 回（ 3 ・ 6 ・ 9 ・ 12月）又は完済のとき。

（償還の方法）

第11条 貸付金の償還について、県費部員については、岩手教育会館が岩手県互助団体連合会へ引去依頼し、岩手県互助団体連合会が給与の一括計算処理により引去りをする。

又、無給休職等により給与からの引去が出来ない者及び県費外部員については、本互助部で発行する振込依頼書によって岩手銀行本支店から給与支払日に振込むものとする。

（貸付決定の取消）

第12条 貸付を決定した後、借受人の都合により取消の申し出のある場合は、この決定を取り消すことができる。

2 貸付が不適当と認められる場合は、その事由を記入し借入申込書を返戻するものとする。

（償還元利息の受入及び事務）

第13条 本互助部は元利息を受入した場合は受領書を発行しなければならない。

但し、銀行払込の場合は銀行受領書をもってこれに代えるものとする。

（貸付の破棄）

第14条 借受人が故意にこの規程に違反した行為があると認められたとき、又は虚偽の申請をしたときは、貸付を取消することができる。

この場合、借受人は元利息を即時償還しなければならない。

（貸付の制限）

第15条 借入申込が多額の上り互助部資金に支障を生ずる場合は一時貸付を停止することができる。

2 次の各号に該当する者に対しては、貸付を行わない。

- (1) 貸付申込日の属する月までの部員期間が6ヶ月未満の者
- (2) 未成年者（但し、法定代理人による同意書並びに戸籍謄本がある場合を除く）
- (3) 月の償還額が給料月額 $\frac{10}{100}$ の3を超える場合

附 則

第16条 本貸付に関する債権、債務は岩手県教職員組合互助部から継承する。

第17条 本規程実施以前の貸付に関する者は契約当時の利益を保有する。

第18条 本規程は昭和37年5月1日より施行する。

- 2 本規程は昭和39年7月1日一部改正し、同日より実施する。
- 3 本規程は昭和49年3月18日一部改正し、昭和49年6月1日より実施する。
- 4 本規程は昭和56年3月20日一部改正し、昭和56年4月1日より実施する。
- 5 本規程は昭和59年5月15日一部改正し、昭和59年5月16日より実施する。

- 6 本規程は昭和62年5月25日一部改正し、昭和62年6月1日より実施する。
- 7 本規程は昭和62年11月30日一部改正し、昭和62年10月1日より実施する。
- 8 本規程は平成2年5月11日一部改正し、平成2年6月1日より実施する。
- 9 本規程は平成2年11月21日一部改正し、平成2年11月21日より実施する。
- 10 本規程は平成8年3月21日一部改正し、平成8年4月1日より実施する。
- 11 本規程は平成8年11月20日一部改正し、平成9年2月1日より実施する。
- 12 本規程は平成15年2月14日一部改正し、平成15年4月1日より実施する。
- 13 本規程は平成22年1月1日一部改正し、平成22年1月1日より実施する。
- 14 本規程は平成23年4月1日一部改正し、平成23年4月1日より実施する。
- 15 本規程は平成25年8月30日一部改正し、平成25年9月1日より実施する。
- 16 本規程は平成25年11月6日一部改正し、平成25年12月2日より実施する。

貸 付 償 還 表 (a・b・c・d)

年利 1.92% (月利 0.16%)

2010年 1 月 1 日改定

貸付金額	a (生活・教育資金)		b (教育資金)		c (自動車購入資金)		d (住宅資金)	
	償還回数	月償還額	償還回数	月償還額	償還回数	月償還額	償還回数	月償還額
円	回	円	回	円	回	円	回	円
100,000	12	8,420	12	8,420	6	16,760	24	4,251
200,000	18	11,281	24	8,501	12	16,841	36	5,722
300,000	24	12,752	36	8,582	18	16,921	48	6,498
400,000	30	13,667	48	8,664	24	17,002	60	6,997
500,000	36	14,304	60	8,746	30	17,083	72	7,358
600,000	42	14,783	72	8,829	36	17,165	84	7,639
700,000	42	17,246	84	8,913	42	17,246	96	7,872
800,000	48	17,328	96	8,996	48	17,328	108	8,072
900,000	54	17,410	96	10,121	54	17,410	120	8,249
1,000,000	60	17,493	108	10,090	60	17,493	132	8,410
1,100,000	66	17,575	108	11,099	66	17,575	144	8,559
1,200,000	66	19,173	108	12,108	66	19,173	156	8,698
1,300,000	66	20,771	108	13,117	72	19,130	168	8,831
1,400,000	66	22,369	114	13,445	72	20,601	180	8,958
1,500,000	66	23,967	114	14,405	72	22,073	192	9,080
1,600,000	72	23,545	114	15,365	72	23,545	204	9,199
1,700,000	72	25,016	114	16,325	72	25,016	216	9,315
1,800,000	72	26,488	120	16,498	72	26,488	228	9,428
1,900,000	72	27,959	120	17,415	72	27,959	228	9,952
2,000,000	72	29,431	120	18,331	72	29,431	228	10,476
2,100,000					72	30,902	240	10,544
2,200,000					72	32,374	240	11,046
2,300,000					72	33,845	240	11,548
2,400,000					72	35,317	240	12,050
2,500,000					72	36,788	240	12,553
2,600,000							240	13,055
2,700,000							240	13,557
2,800,000							240	14,059
2,900,000							240	14,561
3,000,000							240	15,063

※貸付の翌月から償還開始となります。

一般財団法人 岩手教育会館 互助部

東日本大震災災害特別資金貸付額・償還表 e

貸 付 額	償還表 e（東日本大震災災害特別資金貸付償還表）		
	償還回数	1 ヶ月償還額	償還総額
100,000円	10回	10,000円	100,000円
200,000円	20回	10,000円	200,000円
300,000円	30回	10,000円	300,000円
400,000円	40回	10,000円	400,000円
500,000円	50回	10,000円	500,000円
600,000円	60回	10,000円	600,000円
700,000円	70回	10,000円	700,000円
800,000円	80回	10,000円	800,000円
900,000円	90回	10,000円	900,000円
1,000,000円	100回	10,000円	1,000,000円

貸付償還表（f：ボーナス併用・各資金共通）

年利 1.92%（月利 0.16%）

2010年 1月 1 日改定

貸付金額	毎月償還分				ボーナス償還分																
	貸付金額 (1／2額)		償還 回数		月償還額		5月貸付		4月・10月貸付		3月・9月貸付		2月・8月貸付		1月・7月貸付		12月・6月貸付		11月貸付		
	円	円	回	円	円	回	償還額	回数	償還額	円	回	償還額	回数	償還額	円	回	償還額	回数	償還額	円	回
100,000	50,000	60	875	5,226	10	5,234	10	5,242	10	5,251	10	5,259	10	5,267	10	5,276	10	5,284	10	5,292	10
200,000	100,000	60	1,749	10,452	10	10,468	10	10,485	10	10,502	10	10,518	10	10,535	10	10,552	10	10,569	10	10,586	10
300,000	150,000	60	2,624	15,678	10	15,703	10	15,728	10	15,753	10	15,778	10	15,803	10	15,828	10	15,853	10	15,878	10
400,000	200,000	60	3,499	20,904	10	20,937	10	20,970	10	21,004	10	21,037	10	21,071	10	21,104	10	21,137	10	21,170	10
500,000	250,000	60	4,373	26,130	10	26,171	10	26,213	10	26,255	10	26,297	10	26,338	10	26,380	10	26,422	10	26,463	10
600,000	300,000	60	5,248	31,356	10	31,406	10	31,456	10	31,506	10	31,556	10	31,606	10	31,656	10	31,706	10	31,756	10
700,000	350,000	60	6,122	36,582	10	36,640	10	36,699	10	36,757	10	36,816	10	36,874	10	36,932	10	36,990	10	37,048	10
800,000	400,000	60	6,997	41,808	10	41,875	10	41,941	10	42,008	10	42,075	10	42,142	10	42,209	10	42,276	10	42,342	10
900,000	450,000	60	7,872	47,034	10	47,109	10	47,184	10	47,259	10	47,334	10	47,410	10	47,485	10	47,561	10	47,636	10
1,000,000	500,000	60	8,746	52,260	10	52,343	10	52,427	10	52,510	10	52,594	10	52,677	10	52,761	10	52,844	10	52,927	10
1,100,000	550,000	60	9,621	57,486	10	57,578	10	57,670	10	57,761	10	57,853	10	57,945	10	58,037	10	58,129	10	58,220	10
1,200,000	600,000	60	10,496	62,712	10	62,812	10	62,912	10	63,013	10	63,113	10	63,213	10	63,313	10	63,413	10	63,513	10
1,300,000	650,000	60	11,370	67,938	10	68,047	10	68,155	10	68,264	10	68,372	10	68,481	10	68,589	10	68,697	10	68,805	10
1,400,000	700,000	60	12,245	73,164	10	73,281	10	73,398	10	73,515	10	73,632	10	73,748	10	73,865	10	73,981	10	74,098	10
1,500,000	750,000	60	13,120	78,390	10	78,515	10	78,641	10	78,766	10	78,891	10	79,016	10	79,141	10	79,266	10	79,391	10
1,600,000	800,000	60	13,994	83,616	10	83,750	10	83,883	10	84,017	10	84,150	10	84,284	10	84,418	10	84,551	10	84,685	10
1,700,000	850,000	60	14,869	88,842	10	88,984	10	89,126	10	89,268	10	89,410	10	89,552	10	89,694	10	89,836	10	89,978	10
1,800,000	900,000	60	15,744	94,068	10	94,219	10	94,369	10	94,519	10	94,669	10	94,820	10	94,970	10	95,120	10	95,270	10
1,900,000	950,000	60	16,618	99,294	10	99,453	10	99,612	10	99,770	10	99,929	10	100,087	10	100,246	10	100,404	10	100,563	10
2,000,000	1,000,000	60	17,493	104,520	10	104,687	10	104,854	10	105,021	10	105,188	10	105,355	10	105,522	10	105,689	10	105,856	10
2,100,000	1,050,000	60	18,367	109,746	10	109,922	10	110,097	10	110,272	10	110,448	10	110,623	10	110,798	10	110,973	10	111,148	10
2,200,000	1,100,000	60	19,242	114,972	10	115,156	10	115,340	10	115,523	10	115,707	10	115,891	10	116,074	10	116,257	10	116,440	10
2,300,000	1,150,000	60	20,117	120,198	10	120,390	10	120,582	10	120,774	10	120,966	10	121,159	10	121,351	10	121,543	10	121,735	10
2,400,000	1,200,000	60	20,991	125,424	10	125,625	10	125,825	10	126,026	10	126,226	10	126,426	10	126,627	10	126,827	10	127,027	10
2,500,000	1,250,000	60	21,866	130,651	10	130,859	10	131,068	10	131,277	10	131,485	10	131,694	10	131,903	10	132,111	10	132,319	10
2,600,000	1,300,000	60	22,741	135,877	10	136,094	10	136,311	10	136,528	10	136,745	10	136,962	10	137,179	10	137,396	10	137,613	10
2,700,000	1,350,000	60	23,615	141,103	10	141,328	10	141,553	10	141,779	10	142,004	10	142,230	10	142,455	10	142,680	10	142,905	10
2,800,000	1,400,000	60	24,490	146,329	10	146,562	10	146,796	10	147,030	10	147,264	10	147,497	10	147,731	10	147,964	10	148,197	10
2,900,000	1,450,000	60	25,365	151,555	10	151,797	10	152,039	10	152,281	10	152,523	10	152,765	10	153,007	10	153,249	10	153,491	10
3,000,000	1,500,000	60	26,239	156,781	10	157,031	10	157,282	10	157,532	10	157,783	10	158,033	10	158,283	10	158,533	10	158,783	10
貸付月の翌月から償還開始となります。				直近のボーナス支給日から償還開始となります。但し、11月貸付は6月からです。																	

※最終回のみ償還額が異なる場合があります。